



# KOBE ケアマネジメントだより

Vol.5（令和8年6月発行）

神戸市介護保険課 ケアマネジメント担当

日ごろから、本市の介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

皆様からいただくご質問を元に「KOBE ケアマネジメントだより」を発行しています。今回は、「ケアプランの軽微な変更」についてお知らせします。

## 軽微な変更とは

ケアプランを変更する場合は、原則として「ケアプラン作成に当たっての一連の業務」を行うことが必要ですが、利用者の希望による軽微な変更を行う場合は、この一連の業務を簡略化できるという考え方です。

国の通知によると、これに該当する内容として、以下の10項目が例示されています。

- ① サービス提供の曜日変更
- ② サービス提供の回数変更
- ③ 利用者の住所変更
- ④ 事業所の名称変更
- ⑤ 目標期間の延長
- ⑥ 福祉用具で同等の用具に変更する場合に単位数のみが異なる場合
- ⑦ 対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更
- ⑧ 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更
- ⑨ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
- ⑩ 担当介護支援専門員の変更（契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更）

ただし、これは「**軽微な変更**に該当する場合がある」と考えられる例です。①から⑩に該当する変更が、軽微な変更になるかどうかは、**利用者の状況等を考慮して判断**すべきものです。

少しずつ仕事に慣れてきた新人ケアマネの 神戸みなと です。国と神戸市では、**軽微な変更の取り扱いが少し違う**と聞きましたが…。



その通りです。詳しくは、神戸ケアネット「**ケアプランの軽微な変更の内容について**」に、国の通知を元に、神戸市としての取り扱いやわかりやすい解釈、具体例を掲載しています。

今回、わかりやすく改訂しましたので、ぜひ、確認してください。

**New**

[https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/careplan\\_check.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/careplan_check.html)

その中で、上記の例示の**①と⑤**に関して、神戸市の考え方を見直しました。

今回は、まず、そこからお伝えします。



## 神戸市の考え方を見直した項目

項目	見直した内容
① サービス提供の曜日変更	<b>ニーズ、目標及びサービス内容に変更が無い場合</b> における、 <b>単なる曜日、日付、サービス時間帯の変更は、臨時的・一時的に限らず「軽微な変更」</b> に該当します。 ⇒これまで、国の見解通りとしていましたが、 <b>適用範囲を拡大</b> しました。
⑤ 目標期間の延長	<b>目標設定期間の延長は「軽微な変更」としません。</b> ⇒これまで、短期目標期間終了時に、目標が達成できなかった場合等には、「軽微な変更」として、目標期間の延長もありうるとしていました。しかし、令和7年度から、 <b>その利用者の状態に応じた期間を設定することとしたことに伴い</b> 、その期間内に目標を達成しなかった場合には、 <b>目標の妥当性について再検討が必要</b> であると考えます。

なるほど…。

もう一つ質問します。例示された10項目でも、軽微な変更になるかどうかは、**利用者の状況等を考慮して判断**すべきということですが、判断のポイントはありますか。



### 判断ポイント

「軽微な変更」に該当するかどうかは、の判断ポイントは、下の2点です！

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| ◇ 利用者の状況（家族・住環境等含む）が変化していない | どちらか一方でも、 <b>変化・変更があれば</b> |
| ◇ 支援の方針や方向性に大きな変更がない        | <b>「軽微な変更」には該当しません。</b>    |

### 間違いやすい事例

変更の内容と状況	考え方
一時的な体調不良でヘルパーの回数を週1回から2回に増やしたが、2か月たっても体調が回復せず、回数を戻せない。	増回した時点では軽微な変更には該当しますが、2ヶ月以上継続していることから、 <b>利用者の状態像に変化がある</b> と考えられるので、軽微な変更（例示②サービス提供の回数変更）の適用外となります。 <b>★2か月後の時点で、ケアプラン再作成が必要です。</b>
自操用車いすから、介助用車いすに変更する。	<b>利用者の状態像や環境の変化があり支援の方針や方向性が変化し</b> 、新たな機能が必要なのであれば、軽微な変更（例示⑥福祉用具で同等の用具に変更する場合に単位数のみが異なる場合）には該当しません。
担当の介護支援専門員が別の事業所に就職したことに伴い、利用者もその事業所に変更する。	担当のケアマネジャーの転職に伴う居宅介護支援事業所の変更や、居宅介護支援事業所の法人変更等で、居宅介護支援事業所と新たに契約する場合は、ケアプランの新規作成が必要となります。
認知症状の進行により、現在利用中の通所介護事業所に対応できないため、事業所を変更する。	認知症状が進行しているということは、 <b>利用者の状態像の変化</b> と考えられるので、軽微な変更（例示⑧目標もサービスも変わらない単なる事業所変更）には該当しません。
新たに手すりをレンタルしたが、すぐに返却を希望する可能性があるため、「軽微な変更」として、一時的に様子を見ていた。	新たなサービスの追加や、利用していたサービスの終了は、サービスの種類にかかわらず、軽微な変更には該当しません。

「軽微な変更」について、参考になりましたか。

「KOBE ケアマネジメントだより」は不定期で発行します。次回の vol.6 では、「**リハ職同行訪問の活用方法**」の予定です。

